

◆ 厚生労働省東海北陸厚生局長への届出事項 ◆

【施設基準】

- ・ 精神病棟入院基本料 (15 : 1) ・ 精神科急性期治療病棟入院料 1 ・ 精神科医師配置加算 2 の口
- ・ 看護配置加算
- ・ 看護補助加算2
- ・ 療養環境加算 ・ 救急医療管理加算
- ・ 精神科応急入院施設管理加算 ・ 精神病棟入院時医学管理加算
- ・ 精神科身体合併症管理加算 ・ 精神科急性期医師配置加算
- ・ 強度行動障害入院医療管理加算
- ・ 医療安全対策地域連携加算 1
- ・ 食堂加算
- ・ 医療安全対策加算 1
- ・ 感染対策向上加算 3
- ・ 連携強化加算/サーベイランス強化加算 (感染対策向上加算3)
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算
- ・ 後発医薬品使用体制加算 1
- ・ 診療録管理体制加算3 ・ 臨床研修病院入院診療加算
- ・ 薬剤管理指導料2 ・ 栄養サポートチーム加算 ・ データ提出加算
- ・ 入院時食事療養 (I)
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 検体検査管理加算 (I) ・ 検体検査管理加算 (II)
- ・ C T 撮影 (4 列以上 1 6 列未満マルチスライス)

- ・ 精神科作業療法 ・ 精神科デイ・ケア「大規模なもの」 ・ 精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- ・ 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る）
- ・ 医療保護入院等診療料
- ・ 療養生活継続支援加算 ・ 診療録管理体制加算
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料 ・ CAD/CAM冠及びCAD/CAM冠インレー
- ・ 外来在宅ベースアップ評価料（1） ・ 入院ベースアップ評価料49 ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・ 訪問看護ベースアップ評価料（1）

【入院時食事療養/入院時生活療養】

当院は、入院時食事療養（1）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

◆ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。